（登録飼養衛生管理者の登録に関する準備行為）

第三条　都道府県知事は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前においても、この法律による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）附則第六条第一項に規定する研修を行うことができる。

2　新法附則第六条第一項の登録を受けようとする者は、第二号施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3　都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第二号施行日前においても、新法附則第六条第一項及び第二項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第二号施行日以後は、同条第一項の登録とみなす。

4　都道府県知事は、第一項及び前項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

（輸入検疫に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一項第一号に掲げる物であって、同項ただし書の許可を受けているものの輸入については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現にされている旧法第三十六条第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申請は、新法第三十六条第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申請とみなす。

3　この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出（以下この項において「届出等」という。）があった指定検疫物について旧法第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、それぞれ新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

4　施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項又は第四十三条第二項若しくは第五項の規定により行われた検査が終了し、施行日までに家畜伝染病予防法第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は同法第四十六条の規定による処置がされていないものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正）

第八条　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十五の項」を「十六の項」に改める。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

省令

○農林水産省令第三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第二号に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（都道府県の区域） **第二十八条の二**　法第十六条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、北海道とする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第七百九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十条第一項第七号から第十一号までの規定に基づき、平成十六年農林水産省告示第千百二十七号（家畜伝染病予防法第六十条第一項第七号及び第九号から第十一号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和